

社会福祉法人 白寿会 一般競争入札公示

公募型一般競争入札を執行するので、社会福祉法人白寿会経理規程（最終改訂 平成 30 年 3 月 30 日）第 12 章契約の第 71 条から第 76 条の規程により、次のとおり公告する。

令和 6 年 10 月 1 日

社会福祉法人 白寿会
理事長 新田 正尚

1 入札に関する事項

- (1) 案件番号 R06-第 01 号
- (2) 工事件名 社会福祉法人白寿会本館コージェネレーション設備改修工事
- (3) 施工場所 大阪市西成区南津守 7 丁目 12 番 32 号
- (4) 完成工期 契約日から 令和 7 年 2 月 15 日まで
工事内容 コージェネレーション設備改修工事
- (5) 予定価格 消費税及び地方消費税相当額を含む
- (6) 入札保証金 なし

2 入札参加資格・競争に参加出来るものは、次の(1)～(15)全てを満たすものとする

- (1) 大阪府下に本社・本店、又はそれに準ずる支店・支社を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないもの。
- (3) 指名通知時点において、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規程による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設業者の営業ができないものに限る）を受けていないこと。
- (4) 指名通知時点において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 指名通知時点において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 指名通知時点において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規程による経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 ヶ月以上経過してないこと。
- (7) 指名通知時点において、大阪市入札参加有資格者名簿の登録がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規程による再生手続開始の申し立てをしていないもの。又は、再生手続開始の申し立てをなされていないものであること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規程による再生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規程によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規程による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という）をしていないもの又は更生手続開始の申し立てをなされていないものであること。
- (10) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）別表第一の上覧に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」）について、同法第 3 条第 6 項に規程する特定建設業の許可を公示の日までに受けたものであること。

- (11) 当該工事に関して工事現場責任者を入札日の前日までに正社員として雇用しており、工事引き渡し日まで配置出来ること。又、いかなる方法をもってするかを問わず、当該工事を一括して第三者へ委託、及び一括の下請負をさせないものであること。
- (12) 過去に同様の工事を単体企業として元受けで施工し、引き渡した実績を有すること。
- (13) 当該工事に関わるもの、また役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (14) 当会法人の理事長又は理事若しくはこれらのものの親族（6親等以内の血族、配属者又は3親等以内の婚族。以下「親族等」という）が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でないもの。また、上記のものが退職するまで5年間に在職していた業者でないもの。
- (15) 次項3に定める入札参加申込手続を行い、当会より入札参加資格確認結果の通知を受け、入札参加資格を有したものの。

3 入札参加手続

- (1) 本入札の参加希望者は、令和6年10月10日（木曜日）までに5（3）当会担当者 E-mail アドレスに社名、担当者名、連絡先（電話・FAX 番号、E-mail アドレスを記載の上、「入札参加希望」とメールを送信する。
- (2) 当会工事担当者は、「入札参加希望」のメールを受け、入札参加希望者の E-mail に所定様式「入札参加申請書」「反社覚書」「質疑書」を返信する。
- (3) 入札参加希望者は、「入札参加申請書」「反社覚書」に必要事項を記入押印の上、入札参加資格を確認出来る以下の資料、ご担当者様の名刺を同封して、令和6年10月16日（水曜日）17時00分迄までに記録郵便、又は持参にて提出を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。尚、期限までに申請書類を提出しないものは、本入札に参加する事が出来ない。また、提出された書類は返却しないものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 入札参加申請書（所定様式）② 会社案内③ 電気工事業の写し、及び工事現場責任者の経歴書、資格証等の写し④ 完成工事实績調書（任意様式）（前項2(12)で定めた実績を確認できるもの）⑤ 直近の経営事項審査結果の通知書写し⑥ 履行保証保険の加入の確約書（任意様式）⑦ 反社会的勢力の排除に関する覚書（所定様式） |
|---|

提出先* 大阪市西成区南津守7丁目12番32号 社会福祉法人白寿会 1階事務所

4 入札参加者の選定、結果の通知

前項3で定めた必要書類の確認を行い、本工事を安全かつ適正に履行できる能力、技術及び実績を有するものを選定する。結果については指名・非指名に関わらず令和6年10月17日（木曜日）に E-mail にて通知し本書は後日郵送致します。

5 入札必要書類の配布、現場調査・確認等に関すること

- (1) 選定されたものには、下記書類一式を E-mail にて送信する。

送信日時*令和6年10月18日(※金曜日)

- ・見積要項書 ・見積依頼図面 ・金抜き明細書 ・工事請負入札書
- ・誓約書 ・委任状 ・工程表(案) ・機密保持契約書

- (2) 説明調査・確認等を希望する者は、令和6年10月21日(月曜日)までに当会担当者まで

E-mail にて連絡を行い日程の調整を行うこと。尚、現場調査・確認は令和6年10月23日(水曜日)、令和6年10月25日(金曜日)の2日間に限り、1社2時間迄1回限りとする。

- (3) 本件に関する当会の担当は次の者とする。

総務部 種継 TEL06-6651- 2210 Email tokuyou@hakujuen.or.jp

6 一般競争入札執行の場所、日時

執行場所 社会福祉法人白寿会新館3階会議室

執行日時 令和6年11月5日(火曜日) 15時00分

執行立会者 白寿会理事長、業務執行理事、理事2名、監事1名、評議員1名

7 入札の方法

- (1) 入札保証金は免除する。

- (2) 入札参加者は、前項5で通知した入札参加資格確認結果通知書の控え、及び前項5で配布した工事請負入札書、誓約書、機密保持契約書(2部)に必要な事項を記入、記名押印、及び見積書、工程表を持参の上、来場すること。執行時間に遅延したものは入札参加資格を喪失する。尚、代表者以外のもので代理で入札する場合には、必ず代理権限を証する委任状も同封すること。ただし、代表者印を押印した工事請負入札書で入札する場合は不要とする。

8 入札無効に関する事項

- (1) 入札参加資格のないものの入札、及び入札に関する条件に違反したもの。
- (2) 談合等により正常な競争入札の執行を妨げる行為を行ったもの。
- (3) 大阪府補助金事業である為、補助金交付決定がなされない場合は契約を締結しない。
- (4) 予定価格以上、及び最低制限価格以下の入札をしたもの

9 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内であり、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち、最低の価格で入札したものを落札者とする。入札金額は消費税込みで行い、同額の場合はくじ引きで決定することとする。また、一回目の入札で予定価格の範囲内でない場合は二回目の入札を行う。二回目の入札で予定価格の範囲内でない場合は最低価格の入札価格を提示した入札者と協議を行う。尚、入札結果、及び予定価格を社会福祉法人白寿会において令和6年11月15日(金曜日)まで公表する。

10 契約の条件

- (1) 契約保証金は免除する。
- (2) 民間(旧四会)連合協定工事契約約款(最新版)による。
- (3) 補助金交付決定がされ、且つ落札者が当会役員会で承認を得た場合。